

(平成24年4月18日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B工場（現在は、A社）における資格取得日は昭和19年5月1日、資格喪失日は20年9月15日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、40円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年5月1日から20年9月頃まで

私は、昭和19年5月1日から20年9月頃までA社B工場に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社B工場に勤務していた旨を申し立てているところ、同社の回答書及び同僚の記憶により、申立人は、申立期間当時、同社同工場に勤務していたことが認められる。

また、A社B工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿には、申立人と同一生年月日かつ氏名が一字違いの者が、昭和19年5月1日に被保険者資格を取得したことが記載されているのみで、資格喪失日は記載されていない上、当該人に係る厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）においても同様の記録であり、基礎年金番号に未統合の記録となっているところ、同社から提出された「厚生年金加入名簿」によれば、記載されている被保険者氏名は申立人のものとなっており、その厚生年金保険の番号、生年月日及び資格取得日は当該未統合記録と一致していることから、当該未統合記録は申立人の年金記録と推認できる。

さらに、前述の被保険者名簿によれば、申立人と同一生年月日かつ氏名が一字違いの者の前後に記載されている従業員200人のうち100人について、当該人と同様に、資格取得日が昭和19年5月1日と記録されているのみで、

資格喪失日は記載されていないところ、当該未記載理由について、年金事務所では不明であるとしており、社会保険事務所（当時）の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

加えて、申立人は、「戦争が激しくなってきたので帰郷した。」と述べているところ、オンライン記録によれば、空襲や艦砲射撃等で戦争の激化による帰郷及び終戦を理由にA社B工場を退職した9人の資格喪失日は、昭和20年9月15日となっていることが確認でき、このうちの一人は、「申立人を知っている。申立人と私の職務はC職だった。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B工場における資格取得日は昭和19年5月1日、資格喪失日は20年9月15日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、前述の被保険者名簿及び旧台帳における未統合記録並びに「申立人と私の職務はC職だった。」旨を述べている前述の同僚等の記録から、40円とすることが妥当である。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 3 月から 47 年 3 月までの期間及び 49 年 4 月から 51 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 3 月から 47 年 3 月まで  
② 昭和 49 年 4 月から 51 年 3 月まで

私は、国民年金保険料が未納であると役所から通知を受けて、その都度、納付していたので、国民年金保険料が未納となっている期間は無いはずである。

国民年金保険料が未納となっていることは考えられないので、申立期間について、調査の上、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、A 社会保険事務所（当時）が、申立人が居住していた B 市に対して払い出した国民年金手帳記号番号を記録した「国民年金手帳記号番号払出簿」の記録及び申立人と連続して国民年金手帳記号番号を払い出されている任意加入者の資格取得日から、昭和 52 年 7 月頃に払い出されたものと推認でき、この時点では、申立期間①の国民年金保険料及び申立期間②のうちの 49 年 4 月から 50 年 3 月までの期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が所持している納付書・領収証書により、申立期間②直後の昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの期間の国民年金保険料を過年度納付したことが確認できる同年 12 月 21 日時点では、申立期間②のうち、49 年 4 月から 50 年 9 月までの期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立人は、「納付書は 1 枚しか送付されてきておらず、過年度納付した国民年金保険料は、所持している納付書・領収証書に記載されている期間

の分だけだったと思う。」旨を述べている。

また、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 7 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月から 47 年 3 月まで

私は、申立期間当時、学生であったが、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については、市役所に勤務していた父が行っていた。

申立期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳頃に、申立人の父が申立人の国民年金の加入手続を行うことを話していたので、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずであると述べているところ、年金事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立期間及びその前後の期間において A 市に払い出された国民年金手帳記号番号を調査しても、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、ほかに国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に代わって加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の父は、既に亡くなっていることから、当時の具体的な状況を確認することはできない。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月 20 日から 59 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 56 年 11 月にA社に入社し、60 年 6 月に退職するまで、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された従業員名簿、複数の同僚及び元事業主の記憶により、申立人は、申立期間当時、同社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は昭和 61 年 2 月 18 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元経理担当者は、「当時の関係資料は、平成 9 年に全て処分し、従業員名簿のみ保管している。従業員名簿に記載があっても厚生年金保険被保険者記録が無い従業員はパート採用であり、パートについては、厚生年金保険に加入させず、厚生年金保険料も控除しなかった。」としているところ、前述の従業員名簿に記載されているものの厚生年金保険被保険者記録が無い同僚が二人確認できるが、このうちの一人は、「私は、当時パート勤務のため、厚生年金保険に加入せず、厚生年金保険料も控除されなかった。」と述べている。

また、申立人は、調査の過程において、「三女が幼稚園の年の 10 月に私が盲腸で入院したときは、パート勤務であった。その後、社長から、『正社員になった方が良い。』と言われた。」と記憶しており、雇用形態に変更があった旨述べているところ、三女の入園時期及び転居の記録等により、当該入院の時期は、申立期間中の昭和 57 年 10 月であったと推認できる上、申立人の元夫の当時の勤務先であるB社の承継事業所のC社では、申立期間のうち、

同年3月20日から元夫の厚生年金保険被保険者資格喪失日である58年11月13日までの期間において、申立人は健康保険の被扶養者であったとしている。

さらに、申立人のオンライン記録は、健康保険厚生年金保険被保険者原票（整理番号\*及び\*）の記録と一致している上、当初の被保険者原票（整理番号\*）には、申立人は、昭和57年3月20日に被保険者資格を喪失し、同年3月23日に健康保険被保険者証を返納した旨の記載が確認できる。

加えて、申立人について、A社における厚生年金保険被保険者記録は、雇用保険の加入記録と符合しており、申立期間に係る雇用保険の加入記録は無い上、申立人と前後して厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚4人についても、厚生年金保険被保険者記録は雇用保険の加入記録とおおむね符合している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び④について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間②、③及び⑤について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 2 月 11 日から同年 3 月 1 日まで  
② 昭和 56 年 3 月 1 日から 59 年 8 月 1 日まで  
③ 昭和 60 年 10 月 1 日から 61 年 4 月 5 日まで  
④ 昭和 61 年 4 月 17 日から同年 5 月 1 日まで  
⑤ 昭和 61 年 5 月 1 日から 62 年 9 月 1 日まで

申立期間①について、私は、A社を退職し、すぐにB社に勤務したので、同社に係る厚生年金保険被保険者資格取得日は、A社を退職した翌日の昭和56年2月11日であるはずである。

申立期間②及び③について、B社における私の給与は80万円であったにもかかわらず、標準報酬月額の記録は大幅に低額となっているので納得できない。

申立期間④について、私は、B社を退職し、昭和61年4月17日にC社を設立した。同社に係る厚生年金保険被保険者資格取得日は、会社設立日と同日のはずである。

申立期間⑤について、C社における私の給与は、設立当初から100万円であったにもかかわらず、標準報酬月額の記録は大幅に低額となっているので納得できない。

申立期間①から⑤までについて、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、B社の当時の社会保険事務担当者の記憶から、

申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、前述の社会保険事務担当者は、「月の途中から採用した社員は、厚生年金保険の加入手続を入社翌月の1日付けで行うことが多く、申立人の場合、社長から翌月から加入させるよう指示があったことを記憶している。したがって、入社月の給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」旨述べている上、オンライン記録によれば、昭和55年1月から57年4月までの期間にB社において被保険者資格を取得した9人全員が1日付けで資格取得していることが確認できる。

また、B社の元取締役は、「会社は既に倒産し、当時の関係資料は保管していない。」としている上、同社から当時、社会保険関係事務の委託を受けていた社会保険労務士事務所等も関係資料を保管していないことから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人の資格取得日は、昭和56年3月1日となっていることが確認でき、遡及訂正等の不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②及び③については、申立人は、当該期間の厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社から当時、社会保険関係事務の委託を受けていた社会保険労務士事務所等も関係資料を保管していないことから、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人に係る雇用保険の加入記録によれば、申立人が昭和56年3月1日にB社において資格取得した際の賃金月額が20万円と記載されており、厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額20万円と一致していることが確認できる。

さらに、オンライン記録及びB社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人の標準報酬月額について、遡及訂正等の不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②及び③について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚

生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間④については、C社に係る事業所番号等索引簿によれば、同社は、昭和61年5月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、当該期間は適用事業所ではないことが確認できる上、同社の経理担当者は、「会社設立は昭和61年4月17日であるが、厚生年金保険の適用事業所の届出は同年5月になってから行ったと思う。」旨を述べている。

また、オンライン記録によれば、申立人及び申立人と同日の昭和61年5月1日に被保険者資格を取得した同僚4人についても、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、当該期間における被保険者記録は確認できない上、申立人及び当該4人の資格取得日について、遡及訂正等の不自然な点は見当たらない。

さらに、C社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主である申立人は、当時の関係資料は保管していない上、同社から当時、社会保険関係事務の委託を受けていた社会保険労務士事務所等も関係資料を保管していないことから、申立人の申立期間④に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間④に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間⑤については、申立人は、当該期間の厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、C社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社から当時、社会保険関係事務の委託を受けていた社会保険労務士事務所等も関連資料を保管していないことから、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、C社の設立当時の給与事務担当者は、「会社設立時の申立人の給与は100万円ではなかった。経営が軌道に乗ってから徐々に昇給し、標準報酬月額が高くなっていったはずだ。最初から上限額の41万円であるというのはおかしい。」と述べている上、同社が設立された当時の取締役も、「設立時の申立人の給与が100万円であるというのはおかしい。私の場合、給与は20万円で、標準報酬月額の記録と一致している。」と述べている。

さらに、オンライン記録及びC社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人の標準報酬月額について、遡及訂正等の不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控

除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間⑤について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 8 月 26 日から 36 年 6 月頃まで  
② 昭和 40 年 6 月 5 日から 41 年 2 月 16 日まで  
③ 昭和 41 年 6 月 10 日から 42 年 3 月頃まで

申立期間①については、集団就職でA社（現在は、B社）に昭和 35 年 7 月 5 日から 36 年 6 月頃までの期間において勤務していた。

申立期間②については、C社に昭和 40 年 3 月 15 日から次のD社に勤める前の 41 年 2 月 15 日までの期間において勤務していた。

申立期間③については、D社に昭和 41 年 2 月 16 日から 42 年 3 月頃までの期間において勤務していた。

これらE県内にある会社に勤務していた時は、「F」「G」など氏名を間違われていたこともあるので、調査の上、申立期間①から③までの期間について、それぞれ厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、「集団就職でA社に昭和 35 年 7 月 5 日から 36 年 6 月頃までの期間において勤務していた。」と述べているものの、オンライン記録により、申立人と同日の昭和 35 年 7 月 5 日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できた同僚 4 人は、「私は申立人と同じ昭和 35 年 4 月に入社した。」と述べており、また、そのうちの一人は、「申立人は半年くらいで辞めたと思う。昭和 35 年 10 月頃の社員旅行の時には、申立人は既に勤務していなかったと思う。」旨を述べている。

また、B社は、「A社当時の資料は無く、厚生年金保険の加入状況について確認できない。」としている上、当時の事業主及び経理担当者に照会しても、申立期間①に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について

確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかつたほか、オンライン記録により、昭和 35 年 7 月から 36 年 6 月までの期間において被保険者資格を取得したことが確認できた従業員のうち連絡先の判明した 33 人に照会したところ、28 人から回答があったものの、申立期間①に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかつた。

さらに、申立人の A 社におけるオンライン記録は、事業所別被保険者名簿の記載内容と一致している上、当該被保険者名簿には、申立期間①において、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名（「F」「G」を含む。以下同じ。）は見当たらない。

申立期間②については、申立人に係る C 社における雇用保険の加入記録は、申立人の同社における厚生年金保険被保険者記録とほぼ符合しており、申立期間②の雇用保険の加入記録は見当たらない。

また、オンライン記録によれば、C 社は昭和 41 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主の連絡先は不明であるほか、オンライン記録により、40 年 3 月から 41 年 2 月までの期間において被保険者資格を取得したことが確認できた従業員のうち連絡先の判明した 5 人に照会したところ、二人から回答があったものの、申立期間②に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかつた。

さらに、申立人は、「C 社では、H 業務の仕事をしており、皆で屋根裏部屋に住み込みだった。」としているところ、前述の従業員のうち、昭和 40 年 8 月 16 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した者は、「私は、H 業務の仕事をしており、入社した時から退職するまで屋根裏部屋に一人で住んでいたが、申立人が勤務していたことは記憶に無い。」と述べている。

加えて、申立人の C 社におけるオンライン記録は、事業所別被保険者名簿の記載内容と一致している上、当該被保険者名簿には、申立期間②において、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間③については、申立人に係る D 社における雇用保険の加入記録は、申立人の同社における厚生年金保険被保険者記録とほぼ符合しており、申立期間③の雇用保険の加入記録は見当たらない。

また、D 社は、「申立期間③当時の資料は無い。」としている上、当時の事業主及び経理担当者には連絡が取れないほか、オンライン記録により、昭和 41 年 2 月から 42 年 3 月までの期間において被保険者資格を取得したことが確認できた従業員のうち連絡先の判明した 49 人に照会したところ、33 人から回答があったものの、申立期間③に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかつた。

さらに、申立人のD社におけるオンライン記録は、事業所別被保険者名簿の記載内容と一致している上、当該被保険者名簿には、申立期間③において、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 11 月 1 日から 14 年 3 月 1 日まで  
私が代表取締役であったA社における平成 12 年 11 月から 14 年 2 月までの厚生年金保険の標準報酬月額が 9 万 8,000 円となっている。  
当時、不況の影響で会社の債務返済が大変な時期であり、社会保険料の支払いも滞ったことから、社会保険事務所（当時）に標準報酬月額等の件で相談したことがある。  
しかし、滞納していた保険料については、取引業者から入金予定の売掛金を社会保険事務所が直接、取引業者から差し押さえて充当されたはずなので、本来の標準報酬月額に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は 9 万 8,000 円となっているが、平成 12 年 11 月 1 日の随時改定及び 13 年 10 月 1 日の定時決定に係る処理は、14 年 1 月 21 日付けで遡って行われていることが確認できる。

また、滞納処分票によれば、申立期間においてA社が厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本によれば、申立人が申立期間において同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、事業主としてA社の社会保険関係事務に従事していたが、同社に係る厚生年金保険料を滞納していたため、自ら標準報酬月額に係る届出を行った旨を述べていることから、申立人は、当該処理に同意していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役である申立人が、



自らの標準報酬月額の見直しに同意しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の見直しを認めることはできない。

なお、申立人は、滞納保険料については取引業者からA社に入金予定の売掛金を社会保険事務所が直接、取引業者から徴収したはずであると主張している。

しかしながら、滞納処分票によれば、A社に係る厚生年金保険料は、平成11年5月分から同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなる14年2月分（平成11年10月分、同年11月分及び12年1月分を除く。）までの期間、未納となっていることが確認できる上、社会保険事務所が徴収したと申立人が主張する取引業者は、商業登記簿謄本によれば、13年1月23日に破産宣告を受けている。

また、年金事務所が保管する滞納処分票等によれば、社会保険事務所はA社に対し、平成11年6月7日から13年12月18日までの期間に合計9回の差押予告通知を送付し、滞納保険料の督促を継続的に行っていたが、滞納保険料の支払いが期待できないことから、14年11月26日に国税徴収法第153条第1項第1号の規定により滞納処分の執行停止に付したことが確認できる。

さらに、社会保険事務所は、平成15年6月25日に、健康保険法第193条、厚生年金保険法第92条及び児童手当法第23条による消滅時効が完成したことから不納欠損処分を行ったことが確認でき、これらの事実は申立人の主張と矛盾している。